

# 西川町DX推進計画

令和7年6月

西川町

# 目次

## 第1章 計画の目的と策定の背景

### 1 計画のあらまし

#### (1) 背景

#### (2) 目的

#### (3) DX(デジタル・トランスフォーメーション(デジタルによる変革))とは

### 2 計画の位置付け・範囲

### 3 本計画の構成

### 4 本計画の基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

#### (2) 基本方針(目的・目標(目指す姿))

## 第2章 西川町を取り巻く環境

### 1 国の動向

#### (1) 国の戦略や法整備の概要

#### (2) 国が進める具体的なデジタル化への対応

#### (3) 自治体の情報システムの標準化・共通化

#### (4) 新たな自治体情報セキュリティ対策

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進組織・体制

#### (1) 推進体制

#### (2) 個人情報の適正な取り扱いの確保

#### (3) 進捗管理

### 2 デジタル人材育成

#### (1) デジタル化を担う人材の育成

#### (2) 職員全体のリテラシーの底上げ

## 第4章 参考資料

### 1 デジタルに関するこれまでの取組

# 第1章 計画の目的と策定の背景

## 1 計画のあらまし

### (1) 背景

国内では少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少の一途を辿っています。一方で地方自治体は限られた職員で多様な住民ニーズに応えることが求められています。デジタル技術を活用して従来の業務プロセスやビジネスモデルを変革し、業務の効率化を図ることが住民のニーズに寄り添うための一つの答えとなります。

政府は、令和2年12月25日に「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、目指すべきデジタル化のビジョンとして

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合った サービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会”誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化”」

が示されました。

住民に身近な「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立って新たな価値を創出する社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）が求められています。

### (2) 目的

令和7年3月改定の第7次西川町総合計画では、

8年以内の生産年齢人口増加のため、町民が地域・世代を超えて、町内外の方々がごちゃまぜになって交流・共働することを通じて、町民が楽しく・ご機嫌に過ごす時間を増やし、町外の方からは共感・安心を持っていただける「寛容な町づくり」を目指す

こととしています。

町が目指す将来像の実現には社会環境の変化や国の動向などに対応しつつ、町内外の方のニーズに迅速かつ的確・柔軟に対応する必要があります。

本計画は第7次西川町総合計画で掲げる理想の実現を最終的な目標とし、デジタル技術を活用した目標達成までの具体的な道筋を示すことを目的として策定します。

### (3) DX(デジタル・トランスフォーメーション(デジタルによる変革))とは

「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」は、ウメオ大学(スウェーデン)のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念で、『ICT(情報通信技術)の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること』が起源とされています。デジタル技術の活用はあくまでも変革の“手段”であり、自治体のDXは、住民サービスの向上等が主な目的です。つまり、紙などのアナログ情報や業務プロセスをデジタル化し、その結果、デジタル技術が社会に浸透することで、それまで実現できなかった『人間中心の新たな価値やサービスが創出される社会全体の変革(=デジタル変革)』を意味しています。

本計画においても最も重要な概念である“DX”については以下のように定義します。

#### 西川町のDXの定義

町民の利便性向上、行政事務の効率化、町外の方から共感を得ることを目的に、デジタル技術を最大限に活用して行政の在り方をより良い方向に変革させること



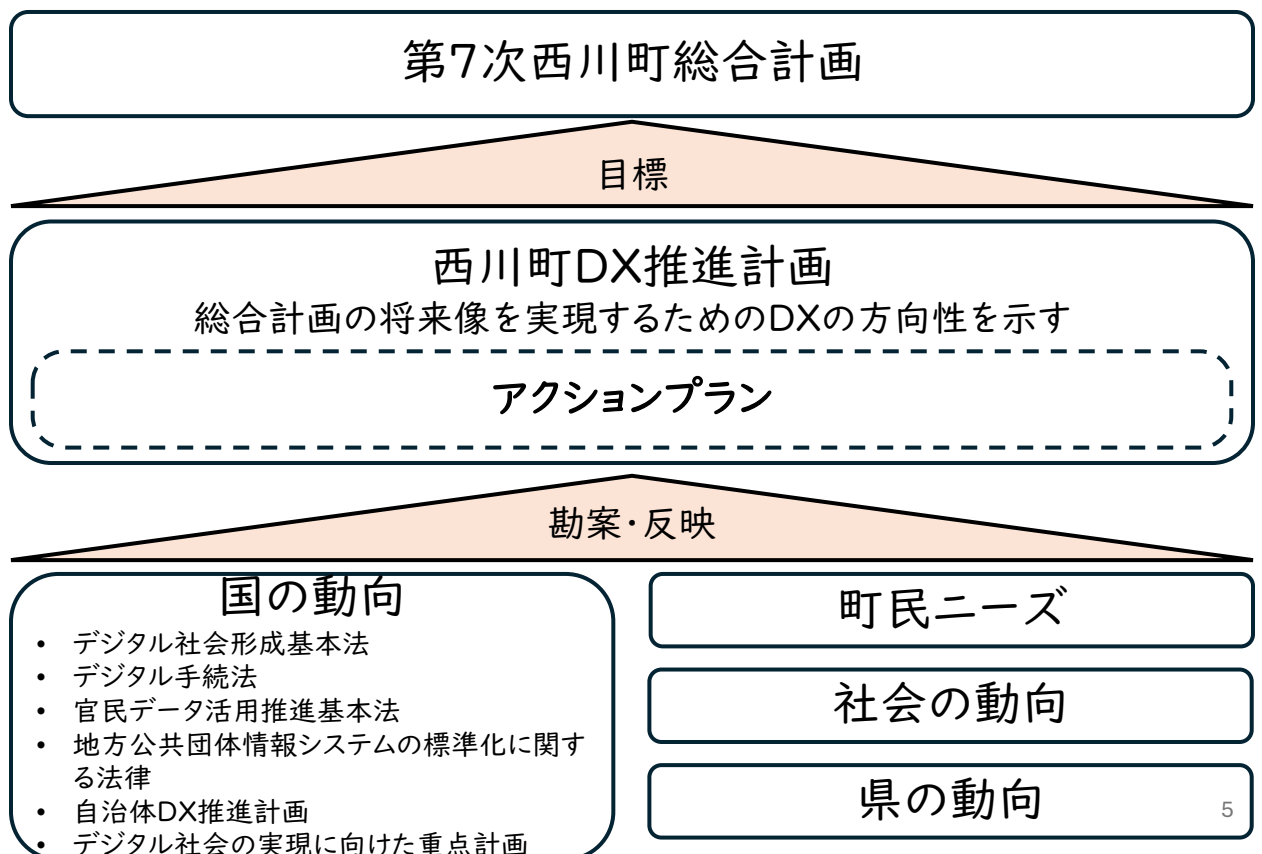
## 2 計画の位置付け・範囲

本町では「第7次西川町総合計画」（改訂版令和7年3月）において、以下の5つを基本目標として掲げています。

1. 「稼ぐ！」地域の資源とデジタルを融合させた魅力ある産業、仕事がある西川町をつくる
2. 「つながる！」外に開かれ、みんなをつないでパートナーシップを大事にする西川町をつくる
3. 「育む！」子育ての希望をかなえ、このちいきならではの学び保障する西川町をつくる
4. 「支え合う！」町民だれもが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川町をつくる
5. 「持続する！」地方創生2.0の実現に向けて全力をつくす

本計画では「第7次西川町総合計画」を最上位の計画とし、西川町が実現を目指す将来像と総合計画が掲げる5つの基本目標を基本的な方向性として位置付け、実施すべきデジタル技術を活用した施策の考え方を明らかにします。

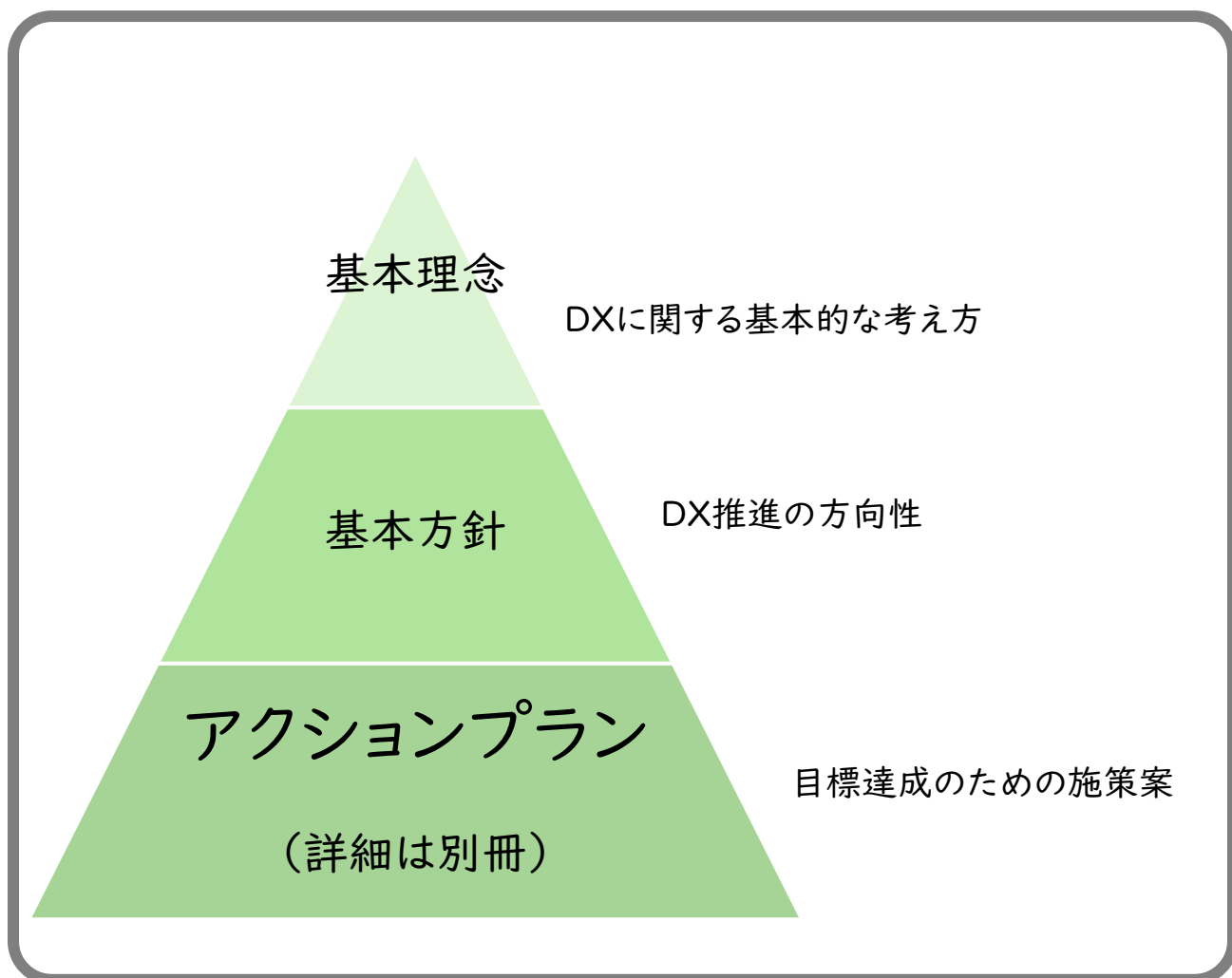
なお、本計画はデジタル活用推進事業債の活用的前提となる「デジタル活用推進計画」を兼ねるものとして策定します。



### 3 本計画の構成

昨今のデジタル技術やサービスの進展や変化は著しく、その将来を見通すことは難しい状況にあります。社会情勢や地域課題の変化、国の制度改正に対して柔軟に対応することが求められます。中長期的な計画を策定しても社会の実情と計画が大きく乖離し、計画の意義や実効性が損なわれることが懸念されます。

本計画はデジタル化に関する基本的な考え方を「基本理念」、デジタル化の方向性を「基本方針」で示し、一貫性のある計画とするとともに、具体的な取組を示す「実施計画」を毎年見直すことにより、社会情勢や技術動向の変化に柔軟に対応します。



## 4 本計画の基本理念と基本方針

### (1) 基本理念

第7次西川町総合計画が目指すまちづくりの実現のため基本理念を次のとおり定めます。

デジタル技術を活用し、地域・世代を超えた交流と協働を促進し、町民が楽しく・ご機嫌に過ごせる寛容な町づくりを目指す



西川町デジタル住民と菅野町長の交流メタバース



西川町デジタル住民と西川町長のリアル交流会

### (2) 基本方針(目的・目標(目指す姿))

基本理念の実現のため、3つの基本方針でDXを推進し、地方創生2.0の実現を目指すこととします。

基本方針に対する具体的な取組事項は「第3章 具体的な取組・施策案」にて記載します。

#### 基本方針1

フロントヤード改革でみんなに寛容なデジタル化

#### 基本方針2

新たな価値を創造するデジタル化

#### 基本方針3

町民に寄り添い新たな価値を創造するための行政事務の効率化

## 基本方針1

### フロントヤード改革でみんなに寛容なデジタル化

#### 考え方

デジタルによる行政手続きを原則とし、住民の情報リテラシー向上を図りながらも、相談が必要な方に対しては対面による手続きを積極的に行い、多様な手続き方法(オムニチャネル)により住民満足度の高い行政運営を行います。

オープンデータ及びデジタルによる広報を積極的に行い、町の情報に対する町外からのアクセスを容易にします。



西川町スマート申請システム



町民と町をつなぐタブレット“つながるくん”

## 基本方針2

### 新たな価値を創造するデジタル化

#### 考え方

デジタル技術と町の魅力の組み合わせ、新たな価値やサービスの創造に果敢に挑戦します。これらのイノベーション(新結合)を進めるため、町外の方と町民が協働できる環境を構築します。**AI規制の考え方追記すること**



AI観光コンテンツ



NFTによるデジタル住民票



にしかわイノベーションハブTRAS

## 基本方針3

### 町民に寄り添い新たな価値を創造するための行政事務の効率化

#### 考え方

基本方針1及び2の実現のため、職員が従来の事務処理業務から対話や相談業務に注力できる環境を構築します。サービスデザイン思考でBPRを進め、AIやRPA等を積極的に活用して事務処理業務の効率化を図ります。

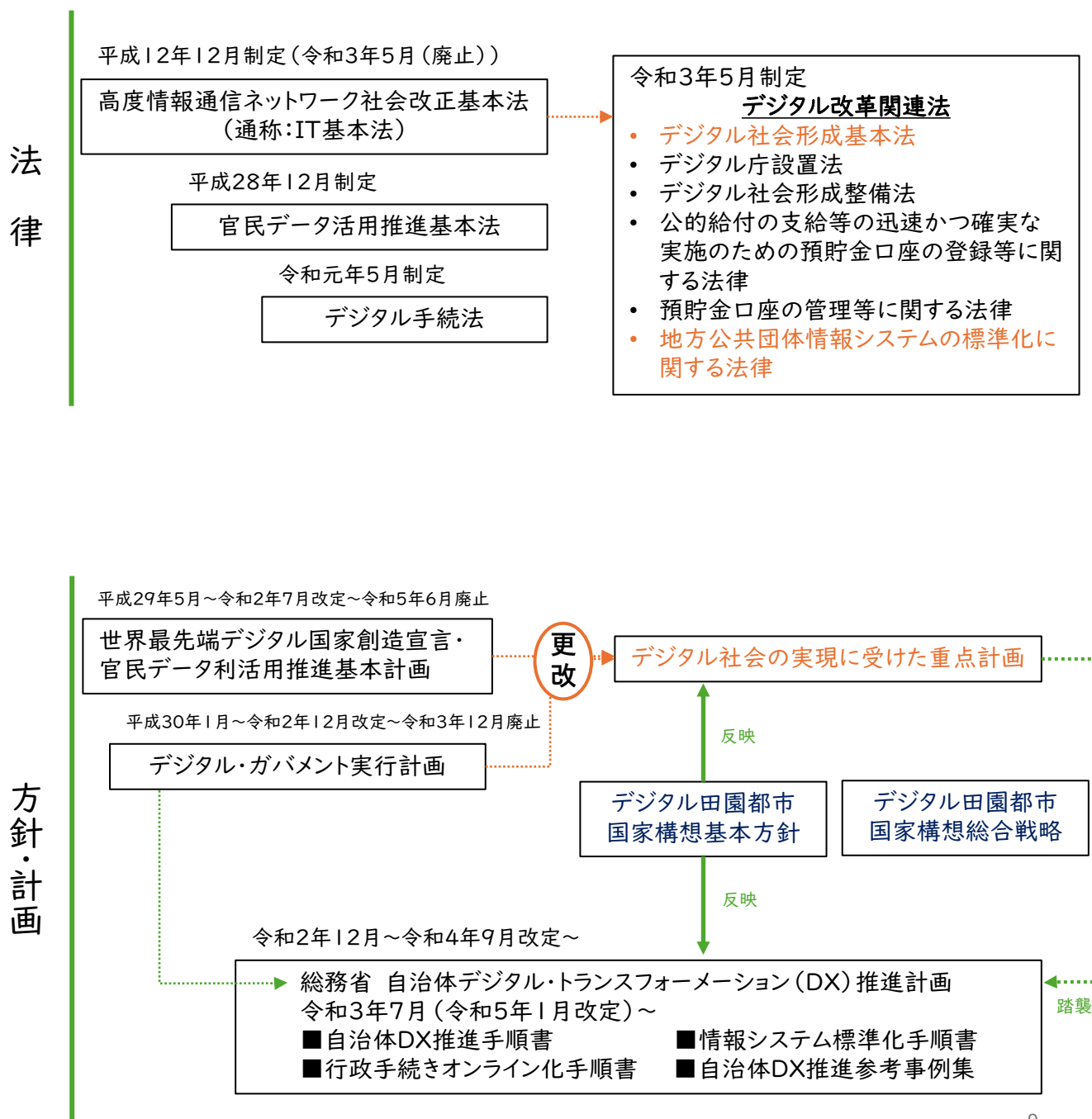
窓口体験調査・BPR・RPAの写真埋込

# 第2章 西川町を取り巻く環境

## 1 国の動向

### (1) 国の戦略や法整備の概要

令和3年(2021年)9月のデジタル庁発足を経て、令和3年(2021年)12月24日には、目指すべき社会の実現に向け、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策とデジタル庁を始めとする各府省庁の取り組みを明記した、新しい「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。このように、急速に行政のデジタル改革が推進されています。



## (2) 国が進める具体的なデジタル化への対応

『自治体DX推進計画』（総務省）において、自治体が重点的に取り組むべき事項として以下の7つの重点取組事項を掲げており、これらの取り組みについて、情勢等を注視しながら対応していきます。また、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』（デジタル庁）では、6項目の推進項目が盛り込まれており、本計画が推進する取組のうち、住民に身近な地方自治体が果たすべき役割を推進していきます。

### ★自治体DX推進計画【第4.0版】（令和7年3月28日改定）

#### ■ 重点取組事項

- ①自治体フロントヤード改革の推進
- ②自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③公金収納におけるeL-QRの活用
- ④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤セキュリティ対策の徹底
- ⑥自治体のAI・RPAの利用推進
- ⑦テレワークの推進

#### ■ 自治体DXの取組と併せて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

1. デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
  2. デジタルデバйд対策
  3. デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し
- #### ■ 各団体において必要に応じ検討する取組
1. BPRの取組の徹底
  2. オープンデータの推進・官民データ活用の推進

### ★デジタル社会の実現に向けた重点計画

#### デジタル社会で目指す6つの姿

- ①デジタル化による成長戦略
- ②医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化
- ③デジタル化による地域の活性化
- ④誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤デジタル人材の育成・確保
- ⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略

#### 取組の方向性と重点的な取組

異分野を含めた関係行政機関・民間事業者の協業（連携・協力）による従来にはない新たな価値の創出  
制度・業務・システムを一体として捉え、三位一体で取組推進 ▶ デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やす

#### (1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

- ① AIの活用環境の整備と利活用の促進  
政府等におけるAI基盤(ガバナンスAI(仮称))の構築・積極的な利活用/AI統括責任者(CAIO)、先進的AI利活用アドバイザーボードの設置等政府内のガバナンス・推進体制構築/地方公共団体・民間事業者との共創
- ② 地方創生2.0（地域におけるデジタル・新技術の徹底活用）  
デジタル公共財の共同利用・共同調達促進/Well-Being指標の活用/NFT等の活用により地域の潜在価値を引き出す/地域交通DXの推進
- ③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進  
マイナンバーカードを活用したオンライン市役所(公金受取口座活用、出生、引継手続等)/市民カード化(保険証、免許証、在留カード等)一体化、救急業務、被災者支援等/民間ビジネス利用/スマホ搭載/事業者手続のデジタル化 など

#### (2) AI・フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）

- ① デジタル行政改革の推進 利用者起点での規制・制度の見直し、官民データ法の抜本改正や新法などの検討
- ② AI・デジタル等テクノロジーの徹底活用を阻む制度の見直し 条例等の見直し促進、デジタル法制審査
- ③ ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用  
法人ベース・レジストリ、不動産ベース・レジストリ、アドレス・ベース・レジストリの整備・運用
- ④ オープンデータの推進
- ⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保
- ⑥ デジタルの利用環境・インフラ整備 安全・安心な通信インフラの構築・運用、クラウドサービス産業の育成
- ⑦ AI向け計算資源・データセンターの整備の加速  
ワット・ビント連携によるAI向け計算資源やデータセンターの適地への地方分散

#### (3) 競争・成長のための協調

- ① データ連携・利活用推進  
重点分野(医療、金融、教育、農業、公共事業、産業分野等)におけるデータ連携・利活用/トラスト基盤整備やデータ標準化・構造化、データ連携プラットフォームの信頼性確保等/データ戦略の司令塔機能/DFFTの一層の具体的な推進
- ② 防災・医療・子ども・教育等の準公共分野におけるデジタル化  
防災デジタルプラットフォームの構築/防災アプリ開発・利活用の促進等/一人一人の状況に応じた被災者支援の充実/医療費助成受給者証や診療券との一体化/電子カルテ情報の標準化等/「フッシュ型子育て支援」の実現(子育て支援制度レジストリの整備、フッシュ型配信の仕組み構築)/保育業務施設管理プラットフォームの全国展開/保活情報連携基盤の構築/教育分野の認証基盤の調査研究等の実施/自動運転バス・タクシーの実装推進
- ③ 国の情報システムの最適化  
ガバナンスクラウド利用推進(大口割引、開発者向け環境の提供)、GSSの導入拡大、コスト削減と費用対効果の最大化
- ④ 地方公共団体情報システムの統一・標準化  
移行期限に向けて円滑かつ安全な移行の推進、特定移行支援システムへの積極的な支援、システム運営経費に係る総合的な対策
- ⑤ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進
- ⑥ これからの行政サービスを支えるネットワークや柔軟な情報連携等の実現
- ⑦ 産業全体のモダン化

#### (4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

- ① デジタルリテラシー（デジタルを正しく理解し活用する力）の向上
- ② アクセシビリティ（誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境）の確保
- ③ 偽・誤情報対策

- ④ サイバー犯罪対策
- ⑤ サイバーセキュリティの確保  
官民の情報共有の強化/人材・産業を育成するエコシステムの形成/サプライチェーンのセキュリティ強化

#### (5) 我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）

- ① 社会におけるデジタル人材の確保・育成
- ② 政府におけるDX推進体制の強化
- ③ 社会全体のデジタル化の司令塔機能の強化  
データ政策・AI社会実装・デジタル人材育成等の司令塔機能の強化/デジタルのメリットを国民によりわかりやすく伝える

### (3) 自治体の情報システムの標準化・共通化

「自治体の情報システムの標準化・共通化」では、令和7年度までに国が示す基幹系業務システム(20業務)について標準準拠システムへの円滑な移行を目指し、標準化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体職員が住民への直接的なサービスの提供や、地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるよう、オンライン申請などを全国に普及させるための、デジタル化の基盤を構築することを目標としています。

しかしながら、現在までの地理組において自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズによる課題も発生し、維持管理・制度改正時の改修等に、自治体ごとに個別対応を行い、負担も大きく、情報システムの際の調整も負担になり、住民サービス向上の最適な取り組みを迅速に全国へ普及させることが難しいことが挙げられます。

このような状況から、地方教協団体の標準化対象業務(20業務)について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)の利用を義務付けた「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立しました。

#### 自治体システムの標準化・共通化に向けたスケジュール

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(1)国の情報システムの刷新					
独立行政法人の情報システム	デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定	各主務大臣は、デジタル庁と協議の上、情報システム整備方針を踏まえた目標の策定・変更を実施 全体の状況を把握するため、棚卸しを実施	各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる	棚卸した結果を踏まえ、更なる措置の実施 また棚卸し結果を基により詳細な調査の実施を検討	
(2)地方情報システムの刷新					
①地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等	基本方針の作成	制度改正等を踏まえた、基本方針の変更			
②標準化基準に置ける共通事項の策定等	標準仕様書策定・調整 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)	制度改正等を踏まえた、標準仕様書の改定			
③制度所管府省庁による標準化基準の策定	データ要件・連携要件の適合性確認ツールの作成	データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供			
ガバメントクラウドの提供	地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウド利用に関する責任分界の基準作成	ガバメントクラウド提供			
標準準拠システムの開発	アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを順次開発				
④統一・標準化を進めるための支援 ・ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大				
	PMO支援ツールの作成	先行事業の実施	標準準拠システムへの移行 (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)		
			PMO支援ツールの提供		

出典：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定) 工程表19ページから抜粋

国が示す基幹系業務(20業務)及び付随する業務システムについて、業務プロセス・帳票・制度の見直しや標準仕様書の分析、システム要件の整理等に取り組み、令和5年度までにシステムの導入方針及び仕様を決定しました。令和6年度から令和7年度にかけ、国が提供する共通基盤(ガバメントクラウド)への移行を完了し、標準準拠システムによる運用を開始することとしています。

#### 本町における標準化対象業務(17業務)

- |            |          |       |          |
|------------|----------|-------|----------|
| ①児童手当      | ⑥選挙人名簿管理 | ⑪戸籍   | ⑯障害者福祉   |
| ②子ども・子育て支援 | ⑦固定資産税   | ⑬健康管理 | ⑰介護保険    |
| ③住民基本台帳    | ⑧個人住民税   |       | ⑱国民健康保険  |
| ④戸籍の附票     | ⑨法人住民税   |       | ⑲後期高齢者医療 |
| ⑤印鑑登録      | ⑩軽自動車税   |       | ⑳国民年金    |

※以下の事務は県の事業のため除外

- ⑭児童扶養手当
- ⑮生活保護

※以下の事務はシステム未導入のため除外

- ⑫就学

#### (4) 新たな自治体情報セキュリティ対策

自治体情報セキュリティ対策については「三層の対策」(①マイナンバー利用事務系の分離、②LGWAN接続系・インターネット接続系の分離、③自治体情報セキュリティクラウドの構築)を講じるよう国から要請があり、本町でも実施しているところです。

一方で、ネットワークの分離、分割後、マイナンバー利用事務系のシステムへのデータの取込みやインターネットメールの添付ファイルの取得などによる、事務効率の低下の影響を指摘する声上がり、「クラウド・バイ・デフォルト原則」などを受けたクラウド化、デジタル手続法の成立による行政手続の紙から電子への移行、テレワーク等のリモートアクセスといった働き方改革など、新たな時代の要請が増大しています。このような状況を踏まえ、国は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」において、三層の対策の効果・課題、新たな時代の要請を踏まえた、効率性・利便性を向上させた、新たな自治体情報セキュリティ対策について改定(令和2年12月)されました。

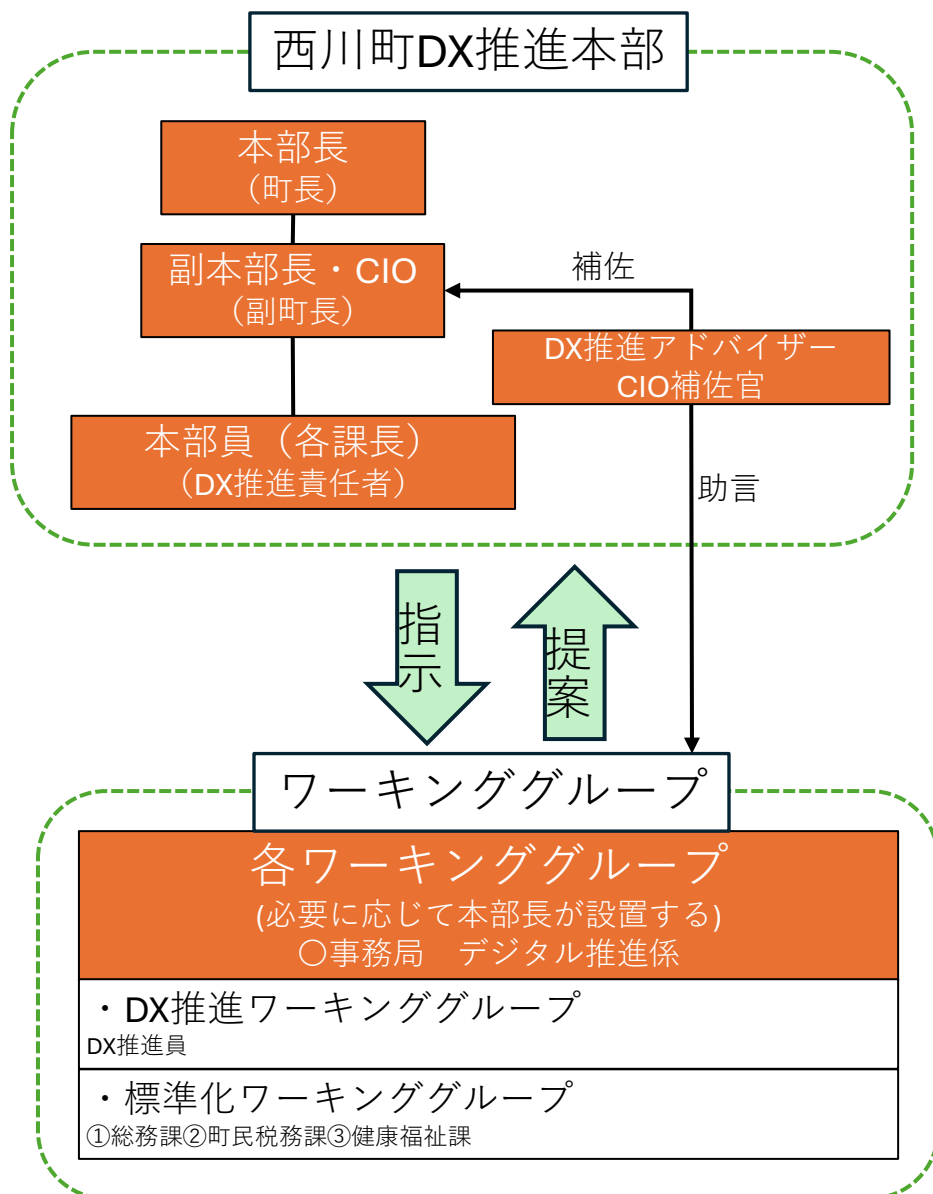
# 第3章 計画の推進

## I 計画の推進組織・体制

### (1) 推進体制

本計画に掲げた基本方針及び基本施策の達成に向け、DXを着実に推進していくためには、持続的な推進体制が必要となります。そのため、各施策を計画的に推進するための組織について、CIO（最高情報責任者）を頂点とした「西川町DX推進本部」を設置し、進行管理を行うこととします。

この組織は、各課にて選任したDXの推進役である「DX推進ワーキンググループ」と連携し、基本方針及び基本施策を組織全体に共有し、円滑なDX推進を図ることとします。



## (2) 個人情報の適正な取り扱いの確保

今後行政においても活用が見込まれるセンター等のIoT機器、クラウドサービス等の新しい技術の導入による環境の変化や、データの取り扱いにおける個人情報保護の観点から、求められる情報セキュリティ水準に対応するため、西川町「情報セキュリティポリシー」について、随時適切に見直しを図ります。

データの活用にあたっては、西川町個人情報保護法施行条例(仮)のもと、市民の個人情報保護の観点から、関係法令及び西川町個人情報保護条例に基づく適正な利用や、安全管理措置の徹底を図ります。

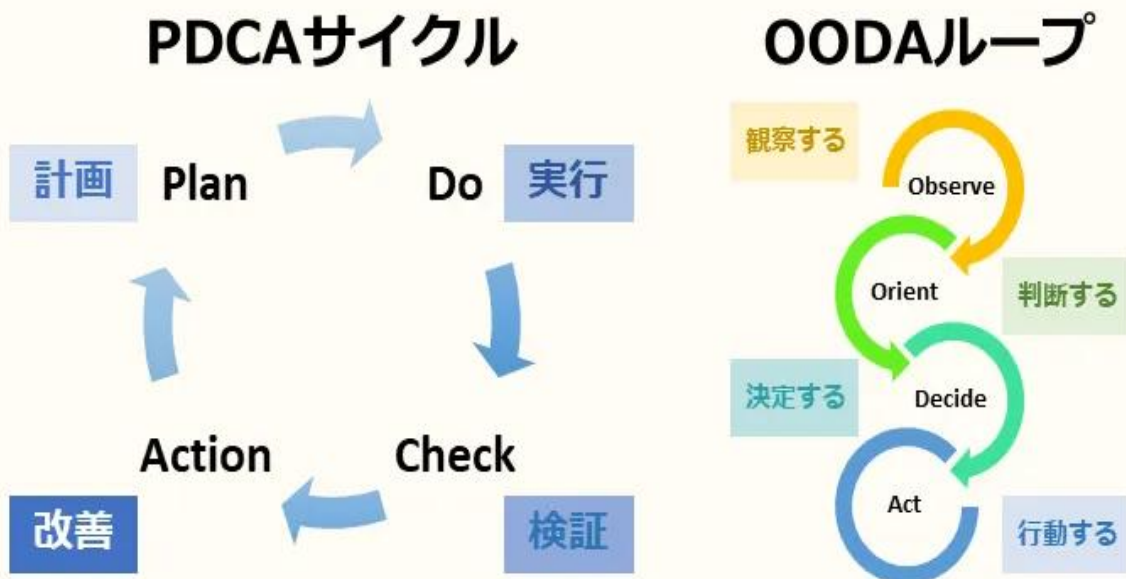
また、個人情報となるデータの活用に際し、外部委託が生じる場合も、委託を受けた者に対し、町と同等の責務を科すことにより、個人情報の敵否取り扱いを確保します。

## (3) 進捗管理

本計画を着実に推進するためには、急速に変化する社会情勢や技術動向などに柔軟に対応しつつ、実効性を確保する必要があることから、本書に基づく実行計画を令和7年度より順次策定します。

なお、DXの推進には不確実な要素が多く、迅速性が要求されるため、行政における標準的なPDCAサイクルでは、計画から評価、改善までを次の計画に反映させるまで、各々時間がかかることが想定されます。アクションプランの進捗管理においては、現場において意思決定から行動までを迅速かつ柔軟に行うことに対して有効な「OODA(ウーダ)ループ」も採用することとし、このループを何度も素早く繰り返すことで現場を起点として情勢判断を行い、臨機応変な対応を行っていきます。

本町は、全体的な統率を図りながら着実にDXを推進するPDCAサイクルと、現場で柔軟な対応と迅速な判断・行動が可能なOODAループを適切に使い分けながら、より有機的な計画の進捗管理を図っていきます。



## 2 デジタル人材育成

全庁的かつ横断的にデジタル化を推進するための組織力の強化と、職員のスキルアップを図ることを目的とした人材育成に取り組みます。

### (1) デジタル化を担う人材の育成

デジタル化を推進していくためには、職員それぞれの職務に応じた、デジタルツールの活用スキル、課題解決力、マネジメント能力が求められることから、各課から選出された職員をDX推進リーダーとし、職務遂行上必要な知識を習得するため、効果的な研修を実施します。

### (2) 職員全体の情報リテラシーの底上げ

全職員にデジタル化の意義を理解させ、必要な情報リテラシーの向上を促すためには標準化されたコンテンツを短期間に全ての職員に受講させる必要があります。そのためにeラーニングを主体としたデジタル化の啓発とリテラシー向上のための研修コンテンツを中心とした標準研修の準備と、全職員を対象とした研修管理の仕組みを構築します。

### (3) セキュリティ対策

対面またはオンラインによるセキュリティ研修を毎年実施します。研修内容は、実際の事例を交えた実践的なものとし、職員が具体的な対策を理解できるようにします。定期的なセキュリティ情報を全職員に共有し、職員のセキュリティ意識を常に高めます。

### デジタルに関するこれまでの取組

- ・電子決裁システム
- ・文書保存の電子化
- ・Microsoft Teamsの導入
- ・テレワーク用端末の全職員への貸与
- ・AIチャットボット
- ・タブレット端末を全世帯に配備
- ・除雪管理サービス
- ・道路可視化サービス
- ・スマート申請システム
- ・かんたん窓口システム
- ・証明書のコンビニ交付
- ・公共施設案内・予約システム
- ・窓口手数料等キャッシュレス
- ・路線バスモバイルチケット
- ・図書館システム
- ・メタバース
- ・NFT
- ・道路台帳電子化事業